

## 船舶事故調査報告書

平成25年6月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年1月30日 09時00分ごろ～09時30分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県淡路市仮屋漁港東方沖の漁場～淡路市所在の仮屋港東防波堤北灯台から真方位097° 2,200m付近の間）
事故調査の経過	<p>平成25年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、4.99トン HG3-32937（漁船登録番号）、個人所有 11.10m (Lr) × 2.70m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和51年11月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月24日 免許証交付日 平成19年6月13日 （平成25年6月5日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成25年1月30日03時40分ごろ仮屋漁港を出港し、淡路市津田の鼻南東方沖の漁場に到着して底びき網漁業の操業を始めたところを僚船Aの船長（以下「船長A」という。）が目撃した。</p> <p>船長Aは、09時00分ごろ、仮屋漁港東方沖をえい網しながら南進中、本船が付近を北進し、船尾甲板上で揚網作業中の船長を目撃した。</p> <p>本船は、09時30分ごろ、仮屋港東防波堤北灯台から097°（真方位、以下同じ。）2,200m付近において、船尾から網を出して無人で南進しているところを付近でえい網作業中の僚船Bの船長（以下「船長B」という。）により、目撃された。</p> <p>船長Bは、本船に船長の姿が見えない旨を無線で連絡し、無線を聞</p>

	<p>いた船長Aが、本船に移乗し、09時35分ごろ本船に船長がいないことを確認した。</p> <p>船長Aは、本船に船長がいないことを無線で連絡し、無線を聞いた僚船Cの船長が、本船が所属する漁業協同組合に連絡を行い、連絡を受けた同組合は、海上保安部に通報するとともに、操業中の漁船に対して船長の搜索を要請した。</p> <p>本船は、網が海中に出ていたので、船長Aが漁網を巻き揚げているところ、無線を聞いた僚船Dが駆けつけ、僚船Dの船長が操船して仮屋漁港に帰港した。</p> <p>船長は、13時30分ごろ、仮屋漁港東方沖1,500m付近において、搜索中の僚船の底びき網により、揚収された。</p> <p>船長は、仮屋漁港に搬送されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5～6m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、水温 約9℃</p> <p>潮流（仮屋港南防波堤灯台の東方約2.7海里）</p> <p>転流 05時46分、北流最強 09時43分 約0.6ノット (kn)</p> <p>気象警報及び注意報 なし</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、長年漁業に従事して底びき網漁業などを営み、ふだん、03時30分ごろ仮屋漁港を出港し、同漁港東方沖の漁場において、1回が約1時間20分要する操業を5回行っており、11時00分ごろ帰港していた。</p> <p>船長Aが本船に移乗したときの状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本船は、機関が運転中であり、船尾甲板のネットローラーの右舷側に設置された機関操縦ハンドルが前進の位置となっており、1kn未満の対地速力で南進中であった。</li> <li>・ネットローラーの操作レバーは中立の位置にあり、ネットローラーの前には、右舷ブルワーク上縁に達するほどの大量の泥がたまっていた。</li> <li>・ネットローラーのブレーキが緩んでいた。</li> <li>・本船の魚倉は、船首部に設けられており、魚が数匹入っていた。</li> </ul> <p>また、船首部には、船尾甲板で選別した魚を運ぶかごが置かれていた。</p> <p>船長Aが、本船の網を揚網したとき、袋網の先端部分が閉じられていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、揚網作業終了後、ネットローラーの操作レバーを中立の位置とし、漁網の袋網を洗うため、袋網の先端部分を開き、ネットローラーのブレーキを緩め、袋網を海中に入れ、袋網が約14m出た時点でブレーキをかけていた。</p>

	<p>本船の船体には、衝突等による損傷はなかった。</p> <p>船長は、発見されたとき、長袖のトレーナー及びズボンの上に合羽の上下を着用し、ゴム製の長靴を履き、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>救命胴衣は、操舵室に置かれていた。</p> <p>船長が所属していた漁業協同組合は、所属する組合員に自動膨張式救命胴衣を配布しており、平成24年9月の同救命胴衣に関する講習会において、救命胴衣を着用することの必要性について指導を行っていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、09時00分ごろ仮屋漁港東方沖の漁場で揚網作業中を船長Aに目撃され、09時30分ごろ仮屋港東防波堤北灯台から097°2,200m付近で無人の本船が発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見された際、機関が前進にかかり、ネットローラーのブレーキが緩められた状態であり、海中に出ていた漁網の袋網の先端の部分が閉じられていなかったことから、仮屋漁港東方沖の漁場で揚網作業を行っていたのち、船長が袋網の洗浄作業中に落水したものと考えられるが、同作業中に落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が仮屋漁港東方沖の漁場で揚網作業を行っていたのち、船長が袋網の洗浄作業中に落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事している場合は、救命胴衣等を着用する必要があるが、また、救命胴衣等の着用は適切に行うこと。</li> <li>・ 落水した際の連絡手段として防水型携帯電話を常に所持しておくことが望ましい。</li> </ul>